

< 平成21年度版 >

大津漁港におけるプレジャーボートの漁港施設の  
使用に当たっての「使用料金算定区分」早見表

※「平成21年8月1日～10月31日」までの3ヶ月間については、例年と同様に『長期間使用』の許可申請者のみ許可を行いますので、本早見表の各ページの使用開始月別の「使用期間例」及び8ページの「計算例」を参考に、希望される期間を許可申請書の「使用の期間」欄を記入して下さい。

< 『長期間使用』における使用期間・船長別の使用料一覧 >

(単位：円)

使用期間	船長 1m 当たり	船長別換算表					
		5m	6m	7m	8m	9m	10m
1月未満	800	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000
1月以上3月未満	2,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000
3月以上6月未満	3,400	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000
6月以上9月未満	4,700	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000
9月以上1年まで	5,200	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000

## 4月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	3/1	4/1 (水)	4/29 (水)	1月未満	800円
			4/30 (木)	1月以上3月未満	2,000円
			6/29 (月)		
			6/30 (火)	3月以上6月未満	3,400円
9/29 (火)					
2	3/15	4/5 (日)	5/3 (日)	1月未満	800円
			5/4 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			7/3 (金)		
			7/4 (土)	3月以上6月未満	3,400円
10/3 (土)					
3	3/15	4/12 (日)	5/10 (日)	1月未満	800円
			5/11 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			7/10 (金)		
			7/11 (土)	3月以上6月未満	3,400円
10/10 (土)					
4	3/1	4/19 (日)	5/17 (日)	1月未満	800円
			5/18 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			7/17 (金)		
			7/18 (土)	3月以上6月未満	3,400円
10/17 (土)					
5	3/31	4/26 (日)	5/24 (日)	1月未満	800円
			5/25 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			7/24 (金)		
			7/25 (土)	3月以上6月未満	3,400円
10/24 (土)					

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、31日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 5月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	4/1	5/1 (金)	5/30 (土)	1月未満	800円
			5/31 (日)	1月以上3月未満	2,000円
			7/30 (木)		
			7/31 (金)	3月以上6月未満	3,400円
10/30 (金)					
2	4/15	5/3 (日)	6/1 (月)	1月未満	800円
			6/2 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			8/1 (土)		
			8/2 (日)	3月以上6月未満	3,400円
11/1 (日)					
3	4/15	5/10 (日)	6/8 (月)	1月未満	800円
			6/9 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			8/8 (土)		
			8/9 (日)	3月以上6月未満	3,400円
11/8 (日)					
4	4/1	5/17 (日)	6/15 (月)	1月未満	800円
			6/16 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			8/15 (土)		
			8/16 (日)	3月以上6月未満	3,400円
11/15 (日)					
5	4/30	5/24 (日)	6/22 (月)	1月未満	800円
			6/23 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			8/22 (土)		
			8/23 (日)	3月以上6月未満	3,400円
11/22 (日)					
6	4/30	5/31 (日)	6/29 (月)	1月未満	800円
			6/30 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			8/29 (土)		
			8/30 (日)	3月以上6月未満	3,400円
11/29 (日)					

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、30日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 6月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	5/1	6/1 (月)	6/29 (月)	1月未満	800円
			6/30 (火) §	1月以上3月未満	2,000円
			8/30 (日)		
			8/31 (月) § 11/29 (日)	3月以上6月未満	3,400円
2	§	6/7 (日)	7/5 (日)	1月未満	800円
			7/6 (月) §	1月以上3月未満	2,000円
			9/5 (土)		
			9/6 (日) § 12/5 (土)	3月以上6月未満	3,400円
3	5/15	6/14 (日)	7/12 (日)	1月未満	800円
			7/13 (月) §	1月以上3月未満	2,000円
			9/12 (土)		
			9/13 (日) § 12/12 (土)	3月以上6月未満	3,400円
4	5/1	6/21 (日)	7/19 (日)	1月未満	800円
			7/20 (月) §	1月以上3月未満	2,000円
			9/19 (土)		
			9/20 (日) § 12/19 (土)	3月以上6月未満	3,400円
5	5/31	6/28 (日)	7/26 (日)	1月未満	800円
			7/27 (月) §	1月以上3月未満	2,000円
			9/26 (土)		
			9/27 (日) § 12/26 (土)	3月以上6月未満	3,400円

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、31日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 7月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	6/1	7/1 (水)	7/30 (木)	1月未満	800円
			7/31 (金)	1月以上3月未満	2,000円
			9/29 (火)		
			9/30 (水)	3月以上6月未満	3,400円
12/30 (水)					
2	6/15	7/5 (日)	8/3 (月)	1月未満	800円
			8/4 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			10/3 (土)		
			10/4 (日)	3月以上6月未満	3,400円
1/3 (日)					
3	6/15	7/12 (日)	8/10 (月)	1月未満	800円
			8/11 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			10/10 (土)		
			10/11 (日)	3月以上6月未満	3,400円
1/10 (日)					
4	6/1	7/19 (日)	8/17 (月)	1月未満	800円
			8/18 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			10/17 (土)		
			10/18 (日)	3月以上6月未満	3,400円
1/17 (日)					
5	6/30	7/26 (日)	8/24 (月)	1月未満	800円
			8/25 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			10/24 (土)		
			10/25 (日)	3月以上6月未満	3,400円
1/24 (日)					

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌開庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、30日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 8月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	7/1	8/1 (土)	8/30 (日)	1月未満	800円
			8/31 (月) ∩ 10/30 (金)	1月以上3月未満	2,000円
			10/31 (土) ∩ 1/30 (土)	3月以上6月未満	3,400円
2	∩	8/2 (日)	8/31 (月)	1月未満	800円
			9/1 (火) ∩ 10/31 (土)	1月以上3月未満	2,000円
			11/1 (日) ∩ 1/31 (日)	3月以上6月未満	3,400円
3	7/15	8/9 (日)	9/7 (月)	1月未満	800円
			9/8 (火) ∩ 11/7 (土)	1月以上3月未満	2,000円
			11/8 (日) ∩ 2/7 (日)	3月以上6月未満	3,400円
4	7/1	8/16 (日)	9/14 (月)	1月未満	800円
			9/15 (火) ∩ 11/14 (土)	1月以上3月未満	2,000円
5	∩	8/23 (日)	9/21 (月)	1月未満	800円
			9/22 (火) ∩ 11/21 (土)	1月以上3月未満	2,000円
6	7/31	8/30 (日)	9/28 (月)	1月未満	800円
			9/29 (火) ∩ 11/28 (土)	1月以上3月未満	2,000円

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、31日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 9月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	＜ 使用期間例 ＞		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	8/1	9/1 (火)	9/29 (火)	1月未満	800円
			9/30 (水)	1月以上3月未満	2,000円
			11/29 (日)		
2	8/15	9/6 (日)	10/4 (日)	1月未満	800円
			10/5 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			12/4 (金)		
3	8/15	9/13 (日)	10/11 (日)	1月未満	800円
			10/12 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			12/11 (金)		
4	8/1	9/20 (日)	10/18 (日)	1月未満	800円
			10/19 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			12/18 (金)		
5	8/31	9/27 (日)	10/25 (日)	1月未満	800円
			10/26 (月)	1月以上3月未満	2,000円
			12/25 (金)		

※申請期間の末日が閉庁日の場合は、翌閉庁日が期日となります。

(例：15日が土曜日の場合→17日の月曜日まで、31日が土曜日の場合→翌月2日の月曜日まで)

## 10月から使用開始の場合

No.	許可申請 受付期間	< 使用期間例 >		使用料金算定区分	船長1m当たりの 使用料
		使用開始日	使用終了日		
1	9/1	10/1 (木)	10/30 (金)	1月未満	800円
			10/31 (土)	1月以上3月未満	2,000円
			12/30 (水)		
2	9/15	10/4 (日)	11/2 (月)	1月未満	800円
			11/3 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			1/2 (土)		
3	9/15	10/11 (日)	11/9 (月)	1月未満	800円
			11/10 (火)	1月以上3月未満	2,000円
			1/9 (土)		
4	9/1	10/18 (日)	11/16 (月)	1月未満	800円
5	9/30	10/25 (日)	11/23 (月)	1月未満	800円

### < 計算例 > : 「第1とかち丸」の場合

- ①「使用船舶」 …… ・「第1とかち丸」：(船長 5.2m)
- ②「使用期間」 …… ・「希望する使用期間」：(8/9 (日) ~ 10/31 (土))
- ③「早見表」 …… ・希望する使用期間は、本早見表の「6ページの使用期間例のNo.3」  
(8/9 ~ 11/7) の範囲内
- ④「算定区分」 …… ・算定区分は、「1月以上3月未満」(船長1m当たり：2,000円)  
を適用
- ⑤「使用料」 …… ・「第1とかち丸」が希望する使用期間に対する使用料は、  
「12,000円」となります。

【※計算方法 船長6m (端数切り上げ) × 2,000円 = 12,000円】

## 指示施設使用許可申請書

平成 年 月 日

豊頃町長様

郵便番号：  
住 所：  
申請者 (ふりがな)  
氏 名：  
電話番号：  
日中の連絡先：

次のとおり、指示施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	第4種 大津漁港
船 舟 名	
船舟の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舟の材質並びに船舟の種類	長さ： m、幅員： m、喫水： m 推進機関： 、馬力： 馬力 船舟材質： 船舟の種類：
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
使用する漁港施設の名称	大津漁港 南船揚場（斜路）
使 用 の 目 的	釣りのため
使 用 の 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
船舟使用者の住所及び氏名	(船舟の使用者と申請者が異なる場合のみ記入。)
船舟所有者の住所及び氏名 法人にあっては、その名称 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地	(船舟の所有者と申請者が異なる場合のみ記入。)

※ ①リフレクターの装備（有・無） ②損害賠償保険の加入（有・無）

# 船 舟 使 用 承 諾 書

平成 年 月 日

豊 頃 町 長 様

船舟所有者 住所：

氏名： ㊟

私が所有している船舟を次のとおり使用することを、承諾したので証明します。

記

使 用 者 〔法人にあっては、 その名称及び 代表者名〕	住 所	
	氏 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
船 舟 名		
船舶番号、船舶検査 済票の番号、又は 漁 船 登 録 番 号		

※船舟所有者が法人にあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること。

[添付様式]

ポートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項

使用する漁港 第4種 大津漁港		使用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
車両の種類	メーカー、車種、色	車両登録番号
牽引車	メーカー： 車 種： 色 ：	
トレーラー		

- ※・複数の牽引車及び、トレーラーを使用する可能性がある場合には、使用する可能性があると思われるすべての車両についてご記入願います。
- ・また、提出後に車両の変更、追加等がある場合には、豊頃町産業課までご連絡願います。